

子ども手当が変わります

次世代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するために平成22年4月から始まった子ども手当制度。国において制度内容の見直しが行われ、平成23年10月分から同24年3月分までの支給月額などが次のとおり変わります。

また、支給要件の変更も行われたことから、あらためて支給対象となるかどうかを確認するため、これまで受給されていた方も含めて、全ての方に申請をしていただきますので、ご協力をお願いします。

変更後の支給月額

子ども1人につき左表の額を支給します。

	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	15,000円
3歳以上 小学6年生以下	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	10,000円

※第何子かは、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある子どもの数を順に数えます。

新たな支給要件等

- ▽子どもに対しても国内居住要件が設けられました（留学中の場合等を除きます）。
- ▽児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給します。
- ▽未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給します（父母等が国外居住の場合でも支給可能）。
- ▽監護・生計同一要件を満たす

支給時期

- ▽平成24年2月⇨平成23年10月・11月・12月分及び同24年1月分
 - ▽平成24年6月⇨平成24年2月・3月分
- 申請手続き
- ▽9月末時点で子ども手当を受給している方
- す方が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方（離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方）に手当を支給します。

申請手続き

▽9月末時点で子ども手当を受給している方

9月下旬に郵便でお送りしています「認定請求書」に必要事項を記入し、同封の案内にある書類などを添付のうえ、福祉事業グループ窓口（市役所2階）に提出してください。

※お手元に申請書類が届いていない方はご連絡ください。

▽10月1日以降にお子さんが生まれたとき

お子さんが生まれた日の次の日から数えて、15日以内に窓口での手続きが必要です。この場合、手続きをした日の属する月の翌月分から手当を支給しますので、遅れないようご注意ください。

▽10月1日以降に他の市町村へ転居したとき

転居先の市町村へ転居した日の次の日から数えて、15日以内に認定請求書の提出が必須です。手続きが遅れると、遅れた分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▽公務員の方は

いずれの場合も勤務先で申請し、認定を受けることになります。

問い合わせ

福祉事業グループ（市役所2階）423213



10月15日（土）一般公開

消防庁舎移転のお知らせ！

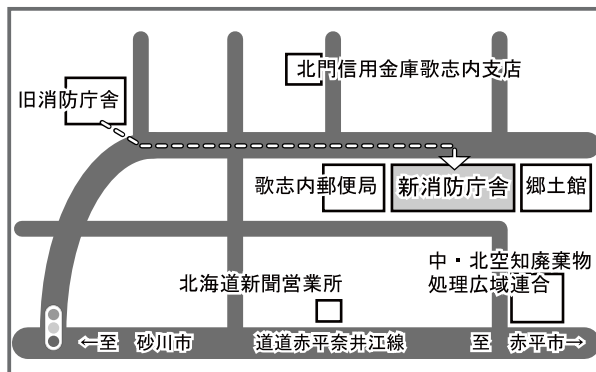
今年3月から改修を進めてきた新消防庁舎の工事が完了し、10月13日から新庁舎に移転のうえ業務を開始します。

新たな防災拠点として、火災や救急等の出動体制には万全を期し、安全で安心なまちづくりを務めますので、よろしくお願ひします。

なお、電話番号（☎423255）に変更はありません。

■新消防庁舎を一般公開

秋の火災予防運動にあわせて、10月15日（土）の10時から正午まで新消防庁舎を一般公開しますので、気軽にお越



しくください。

■市役所庁舎でサイレン吹鳴

消防庁舎の移転に伴い、歌志内方面の大サイレンを旧消防庁舎屋上から市役所庁舎屋上に移設し、10月19日よりサイレンを鳴らします。

このため10月17日・18日の2日間は、移設工事により正午のサイレンは鳴りません。

なお今後、災害時に消防団員を招集するときは、大サイレンと同時に有線放送スピーカーからの電子サイレンを鳴らします。

消防本部総務 消防団グループ

統一標語 「消したはず 決めつけないで もう一度」

秋の火災予防運動を実施

10月15日から31日までの17日間、全道一斉に秋の火災予防運動が実施されます。暖房器具を使い始めるこの時期は、ちょっとした油断や慣れによる暖房器具の取り扱い不注意、機器の故障などで火災になるケースが多く見受けられます。たいせつな命、財産を火災から守るため、今一度気を引き締め、次の点に注意しましょう。

住宅防火命を守る

7つのポイント

■3つの習慣

- ▽寝たばこは絶対にやめる。
- ▽ガスコンロのそばを離れる
- ▽ときは必ず火を消す。

■4つの対策

- ▽逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ▽寝具、衣類及びカーテン等からの火災を防ぐために防炎品を使用する。
- ▽火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する。
- ▽お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

予防運動期間中の取り組み

■啓発・広報活動

火災予防運動期間中、消防車両と有線放送による予防広報を実施します。

■防火査察

消防職員と消防団員による防火査察を行います。

各家庭を訪問しますので、その際には、皆様のご協力をお願いいたします。

■サイレン吹鳴

10月15日（土）20時にサイレンを鳴らしますので、これを合図にもう一度火の元を確かめましょう。

